

軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認資料

※アの(二)、オの(三)

表1 基本調査の結果の確認
主治医から得た情報及び軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネージャー等が判断

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (状態像)	厚生労働大臣が定める者のイ（左欄の状態像）に 該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※ —
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意思の伝達・介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※ —
カ 自動排泄処理装置 (要支援1～要介護3)	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

表2 状態像の確認

①	利用者の状態像 (i～iiiのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている)	i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイ(第88号において準用する第31号のイ)に該当する者 (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象) ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイ(第88号において準用する第31号のイ)に該当することが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化) iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイ(第88号において準用する第31号のイ)に該当すると判断できる者(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)
②	サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより(介護予防)福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている	